

令和3年度 茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業 補助金の手続きご案内

茂原市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する方に予算の範囲内において設置費用の一部を補助いたします。

今年度から補助制度が一部変更になりました

主な変更点は以下のとおりです。

- 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）の補助要件として、「蓄電池を設置する住宅に太陽光発電システムが既に設置されていること、もしくは蓄電池の設置に併せて太陽光発電システムを設置すること。」が追加されました。
- 補助金交付請求書以外への押印は不要です。
- ※申請書の様式についても一部変更になっておりますので、必ず今年度のものを使用してくださいませよう願いたします。

1 申請の条件等について

(1) 補助対象となる設備

- ・未使用品であること（中古品は対象外）
- ・申請者個人が購入し、所有するものであること

○太陽光発電システム

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。

- ① 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。
- ② 太陽電池の出力状況等により、全自動運転を行うもの。
- ③ 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格に適合していること。
 - ・国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの
 - ・一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
 - ・一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
- ④ 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。

○太陽熱利用システム

集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（ＢＬ部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。

○家庭用燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、ＬＰガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、以下の要件を満たすもの。

- ① 国が平成２５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。

○定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの。

- ① 国が平成２５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

(2) 補助金額

○太陽光発電システム 上限 9万円

最大出力のキロワット数に２万円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）。

○太陽熱利用システム 上限 5万円

○エネファーム 上限 15万円

○蓄電池 上限 10万円

※補助対象設備の設置に係る経費の合計額から消費税等を差し引いた額が上限額を下回る場合は、当該額（千円未満の端数は切り捨て）とします。

(3) 補助対象となる住宅

○太陽光発電システムを設置する方

- ・太陽光発電システムの設置工事前に住宅の建築が完了していること

※新築住宅は対象外となります。

- ・HEMS又は蓄電池が設置されていること

※太陽光発電システムと同時に設置されるものを含みます。

- ・申請者が所有し居住する住宅、又は第三者が所有し申請者が居住する住宅

○太陽光発電システム以外を設置する方

- ・申請者が所有し居住する住宅、又は第三者が所有し申請者が居住する住宅

- ・申請者が居住するために新築する住宅、又は申請者が居住するために購入する、対象設備が設置された建売住宅

- ・蓄電池を設置する方は、太陽光発電システムが設置されていること

※蓄電池と同時に設置されるものを含みます。

(4) 補助対象となる方

- 市税を滞納していない方
- 茂原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しない方
- 補助対象設備の設置工事、又は建売住宅等の引渡し完了し、令和4年3月10日までに実績報告書を提出できる方
- 実績報告書提出日までに該当する住宅に居住し、本市に住民登録を完了している方
- 太陽光発電システムを設置した場合は、実績報告書提出日までに電気事業者と電力受給契約を結んでいる方

(5) 補助対象にならない方

「(4)補助対象となる方」に該当されていても以下に該当する方は対象になりません。

- 過去にこの制度により、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対して補助金の交付を受けている方
- 市から補助金の交付決定通知が到達する前に補助対象設備を設置した方又は設置の工事に着手している方
- 市から補助金の交付決定通知が到達する前に補助対象設備を設置している新築住宅又は建売住宅の引渡しを受けた方
- 集合住宅に設置する方
- 一つの住宅に対して、同一設備の申請が複数ある場合

※ この制度は、対象となる設備の種類ごとに1回申請することができます。過去にこの制度により補助金の交付を受けている方であっても、異なる設備を設置する場合は再度補助金を受けることができます。例えば、前年度に太陽光発電システムを設置して補助金を受けた方は、今年度に蓄電池やエネファーム、太陽熱を設置する場合は補助対象となります。

(6) 補助対象となる経費

○太陽光発電システム

- ・太陽電池モジュールの購入費
- ・架台の購入費
- ・パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）の購入費
- ・その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費
- ・工事費（据付・配線工事等）

○太陽熱利用システム

- ・設備本体（集熱器、蓄熱槽等）の購入費
- ・架台の購入費
- ・その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費
- ・工事費（据付・配線・配管工事等）

○エネファーム

- ・設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）の購入費
- ・付属品（給湯器、リモコン等）の購入費
- ・工事費（据付・配線・配管工事等）

○蓄電池

- ・設備本体（蓄電池部、電力変換装置等）の購入費
- ・付属品（キュービクル、独自計測表示装置）の購入費
- ・工事費（据付・配線工事等）

2 申請について

(1) 申請受付期間

令和3年4月1日(木)から予算の額に達するまで。

※申請の受付は先着順とします。

※受付は1人1回につき1申請のみ受け付けます。

(2) 申請窓口、方法

補助金の交付を受けようとする方は、茂原市役所6階環境保全課まで必要書類を直接持参して申請してください。(郵送、FAX、Eメール、データ持込みでの申請は受け付けません)

(3) 交付申請に必要な書類

申請書類等は、市ウェブサイト (<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000004665.html>) からダウンロードしてご利用ください。

茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添付してください。

※書類に不備、不足があった場合は、受付いたしません。代行申請の場合は特にご注意ください。

(チェック欄：添付書類に不備がないか提出前に十分確認してください)

- 補助対象設備の設置経費の内訳が明記された工事請負契約書又は売買契約書のコピー
 - ・契約書等で対象設備の内訳がない場合は、これに代わる書類でも可。
- 補助対象設備の製品仕様が確認できるパンフレットのコピー(メーカー、品番、写真等)
 - ・エネファームについては、燃料電池ユニットと貯湯ユニットの品番がわかるもの。
- 補助対象設備の設置予定図面
 - ・太陽光発電システムについては、モジュール枚数が確認できる図面
- 設置前の状況が確認できる現況写真
 - ・写真内容：住宅全体、補助対象設備の設置予定場所(全体)
 - ・建て替えや新築の場合は、現在の建物や空き地の写真のみで結構です。
 - ・太陽光発電システムについては、住宅全体、太陽電池アレイ設置予定場所及び電力量計(電力量計についてはメーターの数値が確認できるもの)
- 市税を滞納していないことを証明する書類(納税証明書：申請前1ヶ月以内のもの)
 - ・令和2年1月1日時点から引き続き、茂原市に住民登録がある方は交付申請書にて、公簿等の確認を同意することによって省略できます。
- 住宅の位置図(現地確認の際に住宅の位置が容易に分かるもの)
- 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者の同意書
- 設置業者等が申請者本人の代わりに申請する場合は、事務代行届(第2号様式)
- 太陽光発電システムを設置する場合は、住宅の建築工事が完了していることを証する書類等として以下のいずれか
 - ・固定資産税課税台帳記載事項証明書又は納税通知書等のコピー
 - ・検査済証のコピー
 - ・写真(足場が取れていることがわかるもの)
- 太陽光発電システムが既に設置されている家屋に蓄電池を設置する場合は直近の太陽光の売電明細(蓄電池の領収日より前のもの)のコピー
- 蓄電池の設置に併せて太陽光発電システムを設置する場合は接続契約のご案内のコピー

3 申請の変更・中止等

補助金の交付決定後その内容に変更が生じた場合は、次の書類を用意してすみやかに変更等の手続きをとってください。なお、補助金を増額する変更はできません。

(チェック欄：添付書類に不備がないか提出前に十分確認してください)

(1) 補助対象設備の規模または機種等を変更するとき。

- 茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金変更申請書(第4号様式)
- 補助対象設備の規格等の仕様が確認できる書類(パンフレットのコピー)
- 補助対象設備の設置位置が確認できる図面

(2) 補助対象設備の設置工事の中止や住宅の購入をやめる等により、補助金の交付申請を取り下げるとき。

- 茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金中止申請書(第6号様式)

4 実績報告について

設置工事、又は住宅の引渡し完了した日から起算して30日以内、又は令和4年3月10日のいづれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金実績報告書(第8号様式)に、次の書類を添付してください。

(チェック欄：添付書類に不備がないか提出前に十分確認してください)

- 対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書のコピー
- 対象設備が太陽光発電システムの場合、電気事業者との電力受給契約締結を証する書類のコピー
 - ・ 特定契約締結完了のお知らせ(メール)
 - ・ 落成受付完了のお知らせ(メール)
 - ・ 系統連系完了のお知らせ(メール)
- ※メールの宛先が申請者でない場合(電気工事店などが申請を代行している場合)は、接続契約後に発行される「接続契約のご案内」を添付する必要があります。
- ・ 受給契約申込受付サービス「申込詳細情報表示画面」
- ・ 「購入実績お知らせサービス」画面
- ・ 最大出力合計値が確認できる書類(出力対比表等)
- 対象設備が蓄電池の場合は、売電明細又は接続契約のご案内のコピー
- 設置後の状況が確認できる写真
 - 住宅全体
 - 設置した対象設備
 - ※太陽光発電システムを設置した場合
 - ・ 太陽電池アレイ
 - ・ パワーコンディショナー
 - ・ 設置したHEMS又は蓄電池
- 設置した設備の製造番号などが確認できるもの(太陽光発電システムの場合パワーコンディショナーを含む)
- 設備が未使用品であることが確認できる書類(保証書、出荷証明書など)のコピー
- 住民票の写し(実績報告書にて、公簿等の確認を同意することによって省略できます。)
- 住宅を新たに購入又は建築した場合は、当該住宅に係る登記事項証明書の写し

5 補助金請求について

市から補助金の確定通知を受けた方は、すみやかに茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金交付請求書(第10号様式)を提出してください。

令和4年3月17日までに交付請求書を提出されない場合は、補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。

6 その他の注意事項

- 各種申請手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。なお、手続きを設置業者等に依頼することはできますが、事務代行届(第2号様式)を提出していただく必要があります。代行したことによる事故等について、市では一切の責任を負いかねます。
- 太陽光発電システムの交付申請を行う場合、電気事業者との電力受給契約の締結が必要になります。契約締結までに時間がかかることがあるため、スケジュールに余裕をもって申請するようお願いいたします。
- 申請者、工事請負契約書又は売買契約書の発注者及び電力受給契約者は、同一人であることが条件です。また、補助金の振込先は、申請者本人の口座である必要があります。
- 申請書の受理後、省エネルギー設備の設置予定地を確認に伺いますのでご了承ください。
- 工事完了予定日を一月以上過ぎても工事が開始されていない場合、中止申請書を提出していただきます。

お問合せ・提出先

〒297-8511

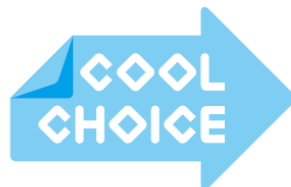
茂原市道表1番地

茂原市 経済環境部 環境保全課

環境対策係

TEL 0475-20-1504 (直通)

FAX 0475-20-1604



未来の
ために、
いま選ぼう。

